

居宅介護支援重要事項説明書

平成十二年厚生省告示第二十号に基づき、事業者の居宅介護支援の提供に関し、利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1：事業者の概要

(1) 名称等

名 称	共立蒲原総合病院組合 介護老人保健施設 芙蓉の丘 居宅介護支援事業所	
所 在 地	〒421-3303 静岡県富士市中之郷2500番地の1	
電 話 番 号	0545-56-2330	
管 理 者 名	佐野 剛希	
介護保険事業所番号	2253180018	
指 定 年 月 日	平成16年10月1日	
サービスを提供する 通常の実施範囲	富 士 市	富士川地区・松野地区 富士駅南地区・富士南地区・田子浦地区に限る (富士市南部地域包括支援センター・富士市富士川包括支援センター担当地区)
	静岡市清水区	蒲原・由比に限る
	富 士 宮 市	長貫・羽鮒・沼久保に限る

※場合によっては通常の実施範囲を越えて提供することもあります。
この場合、追加の利用料はありません。

(2) 職員の概要

職 種	職員数	勤 務 形 態	保 有 資 格 の 内 容
管 理 者	1人	常 勤・専 任	主任介護支援専門員・介護福祉士・社会福祉士
介護支援専門員	2人	常 勤・専 任	主任介護支援専門員・介護福祉士
		常 勤・専 任	介護福祉士・社会福祉主事

(3) 職員の職務内容

管 理 者	事業所に携わる職員の管理、指導及び業務の管理を一元的に行う。 人材育成の取組を促進するため、主任介護支援専門員であることとする。
介護支援専門員	指定居宅介護支援の提供に当たる。

(4) 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日 ただし、祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く
営 業 時 間	8時から16時45分 (24時間連絡体制を確保)

2： 居宅介護支援の提供の開始に際して

- (1) 利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (2) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
- (3) 事業者は前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合を説明する義務があります。

前6か月間の期間

令和5年9月1日 ～ 令和6年2月29日

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	30.4 %
通所介護	43.0 %
地域密着型通所介護	17.4 %
福祉用具貸与	70.5 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

サービス種別	サービス業所名	割合
訪問介護	ヘルパーかんばら	63.8 %
	ヘルパーゆい	22.2 %
	訪問介護事業所 グランツ	11.3 %
通所介護	リハビリデイサービスかんばら	27.2 %
	富士川デイサービス	13.1 %
	ツクイ富士森島	13.1 %
地域密着型通所介護	ここからデイサービス松岡の家	33.9 %
	ヒューマンヒルズ富士	18.9 %
	ここからデイサービス五貫島の家	10.2 %
福祉用具貸与	ケアベースふじやま	37.6 %
	イノベーションオブメディカルサービス	29.4 %
	ベルメディカルケア	17.2 %

3： 居宅支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項 目	提 供 方 法 ・ 内 容
利用者からの相談への対応	利用者からの相談については、利用者宅、事業所内の相談室その他必要と認められる場所において行うものとする。
課題分析の実施	課題分析の実施にあたっては、利用者宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。また、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき問題を把握するものとする。
居宅サービス計画原案の作成	利用者及びその家族の希望ならびに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
サービス担当者会議等の開催	居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催や担当者に対する意見照会等により、居宅サービス計画原案の内容について担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。サービス担当者会議は、利用者及びその家族の参加を基本とする。なお、著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者については、主治の医師等の助言を得ることを前提としてサービス担当者会議の招集を不要とする。
居宅サービス計画の説明及び同意	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て交付するものとする。
居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価	居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族や指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握（モニタリング）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。サービス実施状況の把握に当たっては、月1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。
介護保険施設への紹介	利用者が居宅において、日常生活を営むことが困難となったと認める場合または利用者が施設への入院または入所を希望する場合には施設への紹介等を行うものとする。
地域ケア会議における関係者間の情報共有	介護保険法上に位置づけられた地域ケア会議において、資料または情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力の求めがあった場合、また、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
虐待防止のための措置	虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする。 虐待防止のための指針を整備するものとする。 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施するものとする。 上記措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
その他	居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを計画する場合には、主治医の指示がある場合に限り行うものとする。

(2) 運営規定

項目	内容
公正中立なケアマネジメントの確保	利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。
サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して適切な支援を提供することが困難である場合は、他の事業者の紹介等を行います。
入院時における医療機関との連携	居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。
サービスの質の向上のための方策	医療サービスとの連携に十分配慮して、自らその支援の質の評価を行い、常にその改善を図ります。
介護支援専門員を変更する場合の対応	利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
プライバシーの遵守	業務上知り得た利用者またはその家族の秘密は、他に漏れないよう努めます。
事故発生時の対応	速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。
虐待防止	利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、必要な職員研修を実施するとともに、関係機関との連携を図ります。
感染症対策	事業所において感染症が発生し、または、まん延しないように必要な措置を講じます。
業務継続計画	感染症や自然災害が発生した場合も業務継続に向け、必要な措置を講じます。
ハラスメント行為の防止	適切な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を確保する観点から、ハラスメント行為への対応を講じます。
その他	介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存します。

4： 利用料金

富士市は「7級地」であるため、単位数に10.21円を乗じた金額が料金となっています。

(1) 基本利用料

原則として利用者には利用料を請求しません。

(居宅介護支援費及び居宅介護予防支援費は全額介護保険から給付されます。) ただし、利用者の被保険者証に支払方法変更の記載(利用者が保険料を滞納しているため、サービスを償還払いのする旨の記載)があった時は1ヶ月につき下記の金額をいただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口へ提出して、払い戻しを受けてください。

基本サービス	要件	利用料	
居宅介護支援費 (Ⅱ)(i)	ケアプランデータ連携の活用 又は事務職員を配置	要介護1・2	11,088円
		要介護3・4・5	14,406円

(2) 加算

サービスの実施により、加算要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます

加算の種類	要件	利用料
特定事業所加算Ⅲ	専門性の高い人材を確保し、人材育成に関する協力体制を整備しており、質の高いケアマネジメントを実施している事業所と評価された場合。 事業者は介護支援専門員の法定研修等における実習等の受け入れが可能な体制が整っております。	1ヶ月につき 3,297円
初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して居宅介護支援を行った場合。	1ヶ月につき 3,063円
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。(1月に1回限り)	1ヶ月につき 510円
入院時情報連携加算Ⅰ	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 (提供方法は問わない)	1ヶ月につき 2,553円
入院時情報連携加算Ⅱ	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 (提供方法は問わない)	1ヶ月につき 2,042円
退院・退所加算 (Ⅰ)イ	医療機関や介護保険施設等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって当該医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。 カンファレンス以外の方法により1回受けている。	1回につき 4,594円
退院・退所加算 (Ⅰ)ロ	同上 カンファレンスにより1回受けている。	1回につき 6,126円
退院・退所加算 (Ⅱ)イ	同上 カンファレンス以外の方法により2回受けている。	1回につき 6,126円
退院・退所加算 (Ⅱ)ロ	同上 2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる。	1回につき 7,657円
退院・退所加算 (Ⅲ)	同上 3回以上受けており、うち1回以上はカンファレンスによる。	1回につき 9,189円
ターミナル ケアマネジメント 加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者を提供した場合。	1月につき 4,084円
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院または診療所の求めにより、病院等の医師または看護士等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。	1回につき 2,042円

(3) お支払い方法

当事業者に料金を支払うこととなる場合の支払い方法は、月々ごとの清算とさせていただきます

5： サービスの終了について

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合

利用者はいつでも契約を解約できますが、次の場合には解約料をいただきます。

ア.	契約後、介護サービス計画作成段階途中で、利用者の申出により解約した場合。	「要介護1・2」	11,088円
		「要介護3・4・5」	14,406円
イ.	市町村への介護サービス計画作成の届け出終了後に解約した場合。	解約料はかかりません。	
ウ.	その他解約により当事業者に不測の損害を生じさせた場合。	アに準じた解約料がかかります。	

この他、当事業者は、あなたがこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認める時は、直ちに、この契約を解約することができます。

(2) 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合がございます。

この場合は、サービスの提供終了1ヶ月前までに文書で利用者に通知するとともに、他の指定居宅介護支援事業所等に関する情報を利用者に提供いたします。

6： 居宅介護支援に対する苦情

(1) 当事業者における苦情の受付

当事業者の居宅介護支援及び当事業者が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。

サービスの内容に関する事介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事など、お気軽にご相談ください。

担 当 佐野・井出・芳野

電 話 0545-56-2330

受付時間 月曜日から金曜日 8時から16時45分

(ただし、祝祭日及び12月29日～1月3日までを除く)

また、ご意見箱を設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

富士市役所	(介護保険課)	0545-55-2863
清水区役所蒲原支所	(福祉係)	054-385-7790
富士宮市役所高齢介護支援課	(介護保険係)	0544-22-1141
富士市南部地域包括支援センター		0545-65-8839
富士市富士川地域包括支援センター		0545-81-4820
清水区蒲原由比地域包括支援センター	(蒲原)	054-385-5595
清水区蒲原由比地域包括支援センター	(由比)	054-376-0417
富士宮市地域包括支援センター		0544-22-1591
国民健康保険団体連合会		054-253-5590

本契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自1通を保有します。

令和6年4月1日

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

事業者 所在地 静岡県富士市中之郷2500番地の1
名称 共立蒲原総合病院組合
介護老人保健施設芙蓉の丘居宅介護支援事業所
管理者 佐野 剛希 印

(事業者)

居宅介護支援に当たり、この説明書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 所在地 静岡県富士市中之郷2500番地の1
名称 共立蒲原総合病院組合
介護老人保健施設芙蓉の丘居宅介護支援事業所
説明者 印

(利用者)

この説明書により、居宅介護支援に関する重要事項の説明を受けました。

令和6年4月1日

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

個人情報使用同意書

私（利用者及び家族）の個人情報については、以下に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

(1) 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合。ただし、個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たって関係者以外に漏れないよう細心の注意を払うこと。

(2) 使用する期間

居宅介護支援契約書 2.(契約期間)に同じ。

共立蒲原総合病院組合 介護老人保健施設 芙蓉の丘 居宅介護支援事業所 御中

令和6年4月1日

利用者 住所
氏名 印

家族代表 住所
氏名 印